

女川町監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第5項及び女川町監査基準（女川町監査委員訓令第1号）第2条第2項の規定により監査を行ったので、同法第199条第9項及び同監査基準第17条第1項の規定により、これを公表する。

令和7年11月17日

女川町監査委員 木 村 繁

女川町監査委員 木 村 公 也

監 査 結 果 報 告 書

1 監査の種類 財務監査

2 監査の期日等

期 日 令和7年10月27日（月）
場 所 女川町役場 3階 大会議室B
監査委員 木村 繁 ・ 木村 公也

3 監査の対象

- (1) 9月支出分上水道事業会計・下水道事業会計の支出伝票の審査
対象科目：全科目 合計 121件
- (2) 9月支出分一般会計・特別会計支出伝票の審査
対象科目：一般会計：第9款～第12款
特別会計：地方卸売市場特別会計、国民健康保険特別会計
人件費分、交際費分、100万円以上分
合計 318件

4 監査の着眼点（評価項目）

支出事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織及び運営の合理化に努めているか。

5 監査の実施内容

- (1) 9月支出分上水道事業会計・下水道事業会計支出関係書類の監査
9月中に支出された上水道事業会計・下水道事業会計に係る支出関係書類について、違法、不当な支出又は不経済な支出はないかを主眼とし、必要に応じて職員から聴き取りを行い監査を実施した。
- (2) 9月支出分一般会計・特別会計支出関係書類の監査
9月中に支出された一般会計の指定した科目の支出関係書類と特別会計の指定した会計の支出関係書類について、違法、不当な支出又は不経済な支出はないかを主眼とし、必要に応じて職員から聴き取りを行い監査を実施した。

6 監査の結果

- (1) 9月支出分上水道事業会計・下水道事業会計支出関係書類監査について
概ね良好に処理されていると認められた。
- (2) 9月支出分一般会計・特別会計支出関係書類監査について
概ね良好に処理されていると認められた。